

尾張旭市監査公表第17号

令和3年3月31日付け尾張旭市監査公表第12号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年4月5日付け3人第4号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年4月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

企画部人事課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
予防接種業務委託の施行伺いにおいて、予算措置の欄に当該予算額のみ記載され、支出予定額が記載されていない。また、部長専決である委託料についての決裁が課長において行われている。単価による契約を行う場合の決裁区分については、年間の予定支出総額をもって判断する必要がある。	施行伺いには、支出予定額の記載をす るよう次年度以降改めます。また、決裁 規程に基づき適切な文書取扱いを行いま す。